

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成25年9月14日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年5月から平成25年9月までの期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対して、同期間中に地方公務員法に基づく懲戒処分を行った際の一連の手続きに関する書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年9月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

奈良県情報公開条例第10条に該当

本件開示請求は、特定の個人又は特定の事項を名指ししたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、奈良県情報公開条例第7条第2号に規定されている「不開示情報」を開示することとなるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成25年10月2日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定を取り消し、対象文書を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮 問

平成25年10月17日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

奈良県警察本部は、懲戒処分に際して被処分者の所属、階級及び年齢等を公表していることから、所属に関する事項を示して開示請求した本件については、奈良県情報公開条例第10号に該当するものではない。よって、奈良県警察本部長は、不開示決定を取り消し、奈良県情報公開条例第7条第2号に規定されている「不開示情報」を除外した上で対象文書を開示すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 条例第7条第2号ただし書について

奈良県警察では警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」（平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号。以下「指針」という。）に基づいて懲戒処分等を発表している。この指針では、「職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分」、「私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分」及び「行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するために発表することが適当であると認められる懲戒処分」について、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているものの、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととされている。

審査請求人は審査請求の理由として、「奈良県警察本部は、懲戒処分に際して被処分者の所属、階級及び年齢等を公表している」としているが、国の情報公開審査会は、「新聞報道が慣行として公にされているものに該当するか」について、「過去に発表された事件であっても時間の経過とともに公益性が低下し、個人情報保護の必要性が高まっていると認められ、公開決定時に公にされている情報以外は、原則非公開」と答申している。

また、公文書公開決定処分取消請求事件に係る大阪地方裁判所判決（平成16年4月15日、平成14年（行ウ）第105号）は、「ある情報が、時間の経過とともに周知性を喪失し、一定期間が経過した後はもはや公にされているとは認められない場合があり得ることは認められる。情報の周知性喪失期間に関して明確な判断基準はなく、行政庁の合理的な判断に委ねられていると解される。」としている。

つまり、懲戒処分の発表時に被処分者の所属、階級及び年齢等が公表されたとしても、それ以降、相当の期間が経過した時点においては、公益性の低下や個人情報保護の観点からみだりに開示すべき情報ではなく、条例第7条第2号ただし書アという慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

次に、条例第7条第2号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該

公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については本号本文に該当しないとされている。

つまり、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要があるが、県の諸活動を説明する責任が全うされるようにするという観点から、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしているものである。

しかし、処分を受けた職員にとって懲戒処分は、たとえ公務員であっても個人の私的な情報であり、当該職員の私生活等に影響を及ぼし、その権利利益を害するおそれが高い。

この点につき、公文書非開示決定取消請求事件に係る東京地方裁判所判決（平成10年11月12日、平成9年（行ウ）219号）は公務員の個人情報について「公務員の公務に関連した情報であっても、勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉にかかわる当該公務員固有の情報であって、本人としては一般的にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められるものは、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではない。」と判示しており、懲戒処分に係るこれらの情報は、公にすることによって当該職員個人の権利利益を害するおそれが高いことから、同号ただし書ウには該当しないと解され、その内容や性質上、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

（2）条例第10条該当性について

本件開示請求は、日時を限定した上で特定の役職にあった者に対する懲戒処分情報を開示せよといういわゆる探索的請求である。仮に当該文書が存在し開示決定を行うと、請求内容に係る懲戒処分があった事実が判明し、たとえ氏名等を不開示としても既に公表されている情報から特定の個人が識別されることになる。

当該事実の有無は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、（1）で説明したとおり、同号ただし書ア～ウのいずれにも該当しない不開示情報である。

よって、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解

積・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に則し、個別具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件開示請求は、平成23年5月から平成25年9月までの期間（以下「本件期間」という。）に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたことを前提に、当該懲戒処分に当たって実施機関が行う手続きに関する行政文書を対象とするものである。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、本件期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を示すことになると認められる。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件存否情報は、本件期間に〇〇警察署〇〇課長の職にあった者に対し、地方公務員法に基づく懲戒処分が行われたか否かという特定の個人に関する情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

審査請求人は、審査請求書において、実施機関は懲戒処分に際して被処分者の所属、

階級及び年齢等を公表している旨主張している。

この点について、諮問実施機関は、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行うこととされている旨説明している。また、懲戒処分に係る報道機関等に対する情報提供事項について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、処分に係る事案の概要、処分量定等、被処分者及び被害者が特定できない範囲に限定しているとのことであった。

一般に、懲戒処分事案において、被処分者及び被害者の情報については、これらの者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、懲戒処分に係る情報提供について、被処分者及び被害者が特定できない範囲に限定しているとする諮問実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認めれない。

このことから、本件存否情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報でもないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件存否情報は、懲戒処分に係る情報であって、〇〇警察署〇〇課長の私事に関する情報であると考えるのが相当であることから、同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

これらのことから、本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

以上のことから、本件行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件存否情報は、条例第10条に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 25 年 10 月 17 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 25 年 11 月 21 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 2 年 10 月 29 日 (第 246 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 11 月 20 日 (第 247 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 12 月 28 日 (第 248 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 1 月 29 日 (第 249 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 2 月 26 日 (第 250 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3 年 3 月 22 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	